

令和8年春季三重県火災予防運動実施要領

1 目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、全国一斉の火災予防運動に加え、本県独自の運動を実施することにより、県民の防火意識を高揚し、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぎ、住みよい郷土づくりを推進していくことを目的とする。

2 県の運動目標

- (1) 住宅用火災警報器等（以下、「住警器等」という。）の維持管理、点検方法の周知及び経年劣化した住警器等の交換を推進
- (2) 火災に係る予防・防火対策に係る啓発、推進など

3 行動実施計画

(1) 県

- ア 三重県ウェブサイトにおける防火啓発
- イ 関係機関（建築部局、福祉部局等）と連携した住宅防火の推進
- ウ 住警器等の適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換の推進
- エ 防火ポスターの掲示（各県総合庁舎）
- オ 県及び県内各市町の行事实施計画の公表
- カ 地震火災対策の推進
- キ 林野火災予防対策の推進
- ク 感震ブレーカーの普及推進

(2) 市町

令和8年春季全国火災予防運動実施要綱をもとに、地域の実状に応じて運動を展開する。